

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和元年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和2年1月27日(月)午後1時30分～午後2時00分		
開催場所	みよし市役所3階 研修室1		
出席者	(会長) 鈴木 淳 (会長職務代理) 島 典弘 (委員) 酒井 直美 加藤 貴利 石井 大 芳賀 真 大澤 和貴 奥村 昌代 久野 和美 鈴木 亜希恵 高根 美代 (事務局) 太田福祉部長 岡田福祉部次長 浅井保険年金課長 岡田保険年金課副主幹 倉地保険年金課主査		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	保険年金課国保担当 岡田 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス hokennenkin@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審議経過	1 令和2年度みよし市国民健康保険税の税率(案)について 2 みよし市国民健康保険運営協議会答申(案)について		

<会議録>

保険年金課長

時間もまいりましたので、ただいまより「令和元年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。

それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。

「一同、礼」ご着席ください。

では、会議を始めます。本日の会議は約1時間程度を予定しております。

また、本運営協議会につきましては会議公開となりますので、ご了承をお願いします。

それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに鈴木会長より、あいさつをいただきたいと存じます。

鈴木会長

皆さん、こんにちは。

前回の第2回国民健康保険運営協議会の中で、一般会計からの法定外繰入の削減を図りながら、被保険者の急激な負担増にならないよう、今後5年かけて県が示した標準税率に近付けていくという一昨年度の答申内容にそった形での令和2年度の税率案で承認されました。

前回は県が11月に示した仮算定での標準税率を基に税率を設定していましたが、今月中旬に本算定での標準保険税率が示されたようです。

5年かけて近づけるという考え方はそのまま、本算定を基準として微調整した案を事務局が示すそうです。また、本日は、この税率を含めた市長に提出する答申書の案についても内容確認を行うこととなりますので、委員の皆様におかれましては慎重な討議をお願いいたします。

保険年金課長

ありがとうございました。

なお本日、永田委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることとなりますので、鈴木会長よろしく申し上げます。

鈴木会長

規定により議長を務めさせていただきます。

議事に入ります前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。

本日の出席者は11名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、今委員会は成立しています。

はじめに、本日の議事録署名者の指名をいたしたいと存じます。大澤委員と鈴木委員を議事録署名者に指名しますのでお願いします。

なお、議事録は要点記載とし、書記を保険年金課の倉地主査にお願いします。

それでは議事に入ります。

次第2の協議事項の1点目の「令和2年度みよし市国民健康保険税の税率（案）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

協議事項の1点目の「令和2年度みよし市国民健康保険税の税率（案）」についてですが、前回の協議会において、ご決定いただきま

した令和2年度の国民健康保険税の改定案の内容につきまして、今月愛知県から示された標準保険税率本算定の数値をもって、一部微調整をしておりますので、再度ご確認いただくことと、昨年12月に閣議決定されました令和2年度税制改正大綱の内容の中に国保税にかかるとある事項がありましたので、その内容につきましてご説明させていただきます。

お手元の資料A 3サイズの資料2からご覧ください。

まずは、上から4つ目の表であります、○第2回運営協議会での案 標準税率（R1.11仮算定）で設定した税率です。こちらが、前回ご決定いただきましたものになります。

これは、上から2段目の表の標準保険税率（R 1.11仮算定）③をもとに、その数値に5年間でそれに近付ける形で設定しました。その下の標準保険税率（R 2. 1 本算定）④こちらが、県が今年度の1月に示した、本算定での標準税率となります。その下に、仮算定と本算定での差がありますが、大きな差は無く、ほぼ同じような状態が示されました。

この本算定での標準税率を基にして、5年間でそれに近付ける形で設定したものが、一番下の表○今回の修正案 標準税率（R 2. 1 本算定）で設定した税率です。

一番上段の黒枠が令和2年度の税率案となります。中ほどの計の網掛け部分で見ますと、所得割が8.93%で今年度の税率と比較すると0.45%増、均等割が42,100円で900円増、平等割は29,900円そのまま、モデル世帯の年税額で見ますと、239,100円となり今年度との比較で年額8,100円、3.5%の伸びとなっています。

ちなみに、下から2番目の表に記載してあります、昨年12月の会議で決定いただいた仮算定時点の税率と比較すると、後期分、介護分の個々の税率での変動はありますが、網掛け部分の計では同じになり、モデル世帯の年税額は仮算定では239,000円でしたので、100円増えてはおりますが概ね変わらないと考えることができます。

それでは、資料1をご覧ください。

1 国民健康保険税の税率の改定案です。先ほどの資料2でお示した、今回の修正案です。

その下、試算としまして、先ほどもご説明しました、モデル世帯においては、現行より課税額が年間8,100円の増、国保税全体では、平成31年4月1日現在の課税状況を基に試算しますと、約2,751万5千円の増となっております。

2 ページをご覧ください。

2 国民健康保険税の減額（軽減額）の改定案です。

国民健康保険では、低所得世帯について、保険税の賦課による税負担を緩和するために、その所得に応じて、応益割である均等割と平等割のそれぞれ7割、5割、2割を軽減がする制度があります。今回、均等割、平等割を改定することに伴い、課税額の減額分について、こちらの表のとおり改定することが必要となります。

3 ページをご覧ください。

3 国民健康保険税の課税限度額及び減額対象所得の改定案についてです。

昨年12月に令和2年度税制改正大綱が閣議決定され、その中に、国保税の課税限度額の改定と、先ほど説明しました国保税の軽減対象となる所得の基準の改定にかかるとある事項がありました。

その内容がこちらになります。

まず、国保税の課税限度額の改定案につきましては、医療保険分、後期支援分、介護保険分とそれぞれ課税限度額が設定されておりますが、医療保険分の課税限度額を現行の61万円から63万円に、介護

	<p>保険分の課税限度額を現行の16万円から17万円に引き上げることとされており、後期支援分については据え置きとされています。</p> <p>また、減額対象所得の改定案については、物価上昇などの影響を考慮し、軽減対象となる所得の基準を引き上げるもので、5割軽減となる世帯、2割軽減となる世帯における被保険者1人あたりの基準額をそれぞれ引き上げるものとされています。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>試算では、それぞれの改定による課税額の変動を示しています。</p> <p>まず、課税限度額の改定については、平成31年4月1日現在の課税状況を基に試算しますと、約290万5千円の増額が見込まれます。次に、減額対象所得の改定については、同じく平成31年4月1日現在の課税状況を基にした試算では、5割軽減世帯では8世帯22人の増、2割軽減世帯では21世帯32人の増となり、軽減額は全体で約82万2千円の増額となる見込みです。</p> <p>なお、全体の差し引額は、約208万3千円の増額となる見込みです。以上、説明とさせていただきます。</p>
鈴木会長	<p>事務局より説明いただきました「令和2年度みよし市国民健康保険税の税率(案)について」、質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
	<p>課税限度額というのは合計すると99万円ということですね。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
鈴木会長	<p>所得の多い方は、最高で年間99万円保険税を払っていただくと。限度額まで達する方はみえますか。</p>
事務局	<p>おります。試算では、医療分の改正後は123世帯、後期支援分は99世帯、介護分は36世帯です。</p>
鈴木会長	<p>軽減額は行政が法的に負担する額という意味合いでよろしいですか。</p>
事務局	<p>軽減額は基盤安定負担金という形で軽減に対して国保税の収入が少なくなっている分に対しては、国と県と市の一般会計から補填するとなっております。これは今削減しようとしている一般会計繰入金以外の部分ではなく法定の部分となります。</p>
鈴木会長	<p>所得が少ない人に対しては制度上補填がされるということによろしいですか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
鈴木会長	<p>他にご意見ありませんか。それではご審議いただきました、「令和2年度みよし市国民健康保険税の税率について」、原案を承認することでご異議はありますか。</p>
	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、異議なしで承認したということをお願いします。</p> <p>次に同じく協議事項 2点目の「みよし市国民健康保険運営協議</p>

事務局	<p>会答申（案）について」、事務局より説明をお願いします。</p> <p>続きまして、協議事項の2点目、みよし市国民健康保険運営協議会答申書案について、ご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>本年度、第1回目の会議の際に、市長から国民健康保険税のあり方についての諮問があり、これまでの会議における協議の内容を踏まえて、市長に提出する答申書の案を作成いたしましたので、内容をご確認いただきたいと思います</p> <p>1 ページ目は答申書の鑑です。2 ページ目は答申書の表紙で、3、4 ページが本文となっております。</p> <p>3 ページをご覧ください。</p> <p>1 協議会の結論として、先ほど審議いただいた、令和2年度の税率表と減額表がのっています。</p> <p>続きまして4 ページですが</p> <p>2 結論に至った理由として、今年度県から示された標準保険税率が、昨年度同様に現行税率と比べ高いものとなっております、県の運営方針では、「被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者と理解が得られる範囲で現実的な赤字の解消・削減を進めていくもの」とされています。平成29年度の当協議会の答申では、「平成30年度から段階的に標準保険税率に近づけていくことにあわせて、一般会計からの法定外繰入の削減を図っていくことが望ましい。平成30年度は、平成29年度における改定率を参考に7年をかけて標準保険税率に近づけるものとする。」としており、今回の答申においても、昨年度、一昨年度の答申を踏まえ、税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増にならないよう考慮しながら、標準保険税率に近づけていく必要があるため、令和2年度の税率は、5年をかけて標準保険税率に近づけるものとするのが適当と判断した。と結論に至った理由を述べています。</p> <p>次に5 ページです。3 附帯意見として、今後も安定的な国保財政運営を図るために、当協議会の意見を4つ掲げています。内容はつぎのとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 愛知県から示された標準保険税率を考慮し、被保険者の国民健康保険税の急激な負担増にならないよう、計画的に一般会計からの法定外繰入を削減できるような税率設定とされた。 (2) 国民健康保険税の課税限度額及び減額の対象となる所得については、引き続き国の定めた額とすることが望ましい。 (3) 財源の安定確保、また公平性の観点からも国民健康保険税の収納率向上に今後も努力されたい。 (4) 医療費抑制に資するため、特定健診・特定保健指導の受診率等の向上に、一層努められたい。 <p>このように、「みよし市国民健康保険税のあり方について」の答申書案を作成いたしましたので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上、説明とさせていただきます。</p>
鈴木会長	<p>事務局より説明いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申（案）について」、質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>今の収納率はどの位ですか。</p>
事務局	<p>収納率は約94%です。</p>

鈴木会長	<p>収納率に関しては残りの6%を頑張ってやってもらおうと。 それから、特定健診の受診率がなかなか上がらないと聞いていますが今何%ですか。</p>
事務局	<p>昨年度の最終が37.9%です。昨年度と今年度の12月末時点で比較すると、昨年は31.69%でしたが、今年度は32.92%で、多少上がっています。まだ、集団健診を1月と2月に予定しておりますので、そちらが終了してから最終の数値がでます。</p>
鈴木会長	<p>石井委員の病院には、特定健診の方は見えますか。</p>
石井委員	<p>ついこの前もあったのですが、通院しているから、健診を受けないと言われるので、健診は検査項目が違いますと伝えていました。</p>
鈴木会長	<p>通院していると、そう思われてしまうのですね。企業に勤めている方は企業で健康診断をやりますか。</p>
事務局	<p>やっています。</p>
鈴木会長	<p>国保の人は、自分で特定健診に行かないといけませんか。</p>
事務局	<p>国保加入者で、企業で健診を受けているような方は企業で受けた健診結果の提供依頼をしますが、全てがもらえるわけではありません。</p>
鈴木会長	<p>今後そういったデータを生かした健康維持についても指導をしていただけるということですので、ぜひ特定健診を受けてもらってそのデータを生かしてもらえばいいなと思います。 ご審議いただきました、「みよし市国民健康保険運営協議会答申書（案）について」、ご異議なしということによろしいですか。 (異議なし)</p> <p>はい、ではこの答申案で決定したいと思います。 以上で協議事項についての審議を終了します。 次に、次第3その他につきまして、事務局より何かございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>答申にかかる今後の予定を申し上げておきたいと思います。 来週6日の木曜日に鈴木会長ならびに島職務代理者から市長へ答申していただくこととなっております。 そして、これに基づき作成した「みよし市国民健康保険税条例の改正案」を2月下旬に開会されます令和2年第1回みよし市議会定例会に提出し、可決されますと、正式に改正ということとなりますので、よろしく願いいたします。以上です。</p>
鈴木会長	<p>ただ今、事務局から答申にかかる今後の予定についての説明がありました。質問、ご意見等ありましたらお願いします。 (意見なし)</p> <p>特になければ、先ほどの説明に従って進めていただくこととします。</p>

保険年金課長	<p>以上で本日の予定を全て終了いたしました。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。 ここで福祉部長よりお礼の言葉を申し上げます。</p>
福祉部長	<p>皆様、本日もありがとうございました。8月6日第1回に市長から諮問があり、3回にかけて国民健康保険加入者にとって重要な案件であります保険税につきましてご審議をいただきました。そして本日答申の案を可決していただきました。この場をお借りして御礼申し上げます。2月6日には会長、職務代理から市長に正式に答申をいただくということになりますのでよろしく申し上げます。なお、委員の皆様におかれましては、今年度より3年間の任期ということで、委員を委嘱させていただきました。来年度以降も協議会を開催させていただきますので、しっかりと審議をしていただいて良い方向に行くといいなと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。</p>
保険年金課長	<p>以上をもちまして「令和元年度第3回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。</p> <p>一同、ご起立をお願いします。 「一同、礼」 ありがとうございました。</p>